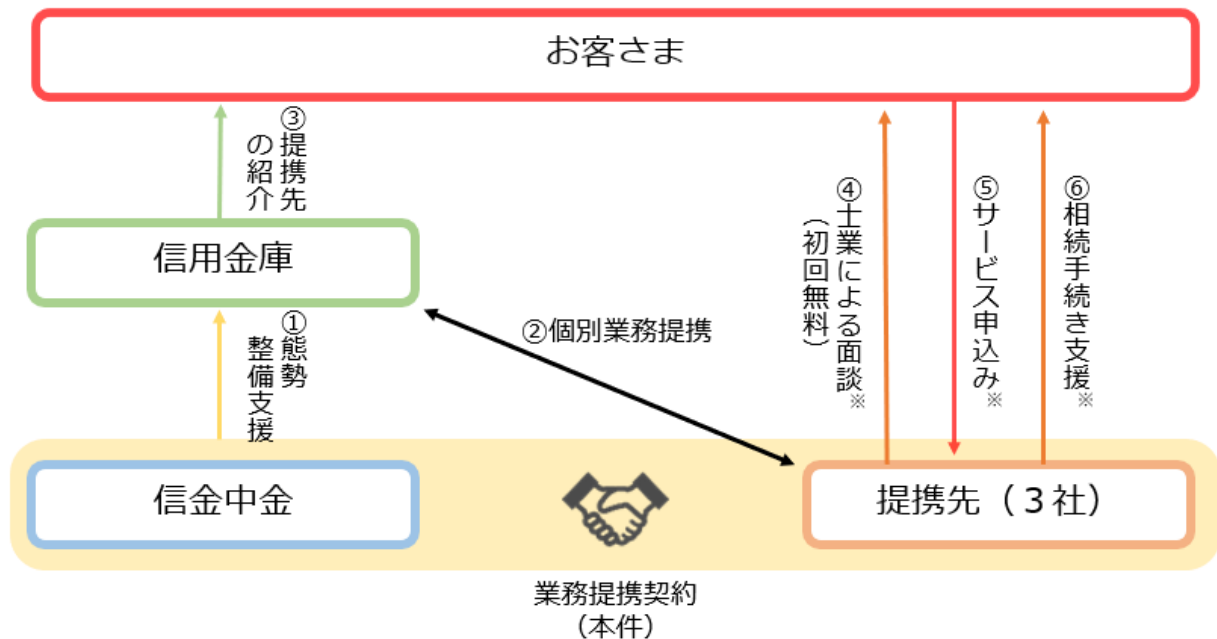


2024年8月1日

相続業務関連企業3社との業務提携について
～円滑な相続手続きの実現に向けた広域連携の実施～

信金中央金庫（理事長：柴田弘之、以下「信金中金」という。）は、信用金庫の個人のお客さまの相続手続きを支援すべく、相続事務代行サービス[※]を提供する（株）NCP相続センター（代表取締役：井上真之）、行政書士法人ORCA（代表取締役：倉敷昭久）、（株）ルリアン（代表取締役会長：藤巻米隆）の3社それぞれと業務提携契約を締結いたしました。全国に広がる信用金庫のネットワークと3社のリソースを活かし、全国規模での相続事務代行サービスを展開することで、これまで以上に幅広いお客さまの相続ニーズに対応してまいります。

【連携スキーム】



[※] 株式会社NCP相続センターにおいてはグループ会社に所属する士業者が、行政書士法人ORCAにおいては自社に所属する行政書士が、株式会社ルリアンにおいては提携先の士業者がそれぞれ対応します。

1. 業務提携先の概要

	株式会社NCP 相続センター	行政書士法人 ORCA	株式会社ルリアン
本社	東京都新宿区	鳥取県米子市	京都府京都市
代表	井上 真之	倉敷 昭久	藤巻 米隆
実績	相続分野の 受任件数国内1位	行政書士法人で 事業規模1位	提携士業 100事務所以上

2. 業務提携に至った背景

国内における高齢化の進展に伴い、金融機関には預金の相続にかかるご相談が数多く寄せられています。また、本年4月からは、相続により所有権を取得した不動産の相続登記が義務化される等、手続きが複雑化しており、専門家によるサポートが必要となるケースも増加しています。

こうした中、信金中金は、信用金庫と連携し、全国の個人のお客さまの相続手続きを支援すべく、相続事務代行サービスを提供する3社と業務提携することといたしました。

3. 業務提携内容について

相続手続きでお困りのお客さまに対し、信用金庫が提携先を通じて相続業務に精通した専門家（士業）をご紹介します。初回は無料で出張相談を行い、財産目録や遺産分割協議書の作成、戸籍関係書類の収集代行等の相続手続きをお客さまのニーズに応じて有償で実施いたします。専門家が相続手続きを代行することで、お客さまが抱えている不安を解消するとともに、円滑な相続手続きを実現してまいります。

金融機関を通じた相続事務代行サービスは、手続き一式を委任するフルパッケージ型が一般的ですが、本件では、お客さまの多様なニーズやご予算に応じて、個別のサービスを組み合わせることも可能としており、様々なお客さまにご利用いただきやすくなっております。

また、信金中金は、3社と連携しながら信用金庫向けの態勢構築支援を行うことで、相続全般に関する提案ノウハウの蓄積・向上に貢献してまいります。

4. 今後の展望

信金中金は、これまでも信託会社や税理士法人等と連携し、信用金庫のお客さまの相続手続きをサポートしてまいりました。今般、3社と業務提携することで、これまで以上に多くのお客さまのご相談にきめ細かく対応することが可能となります。高齢化の進展とともに相続関連ニーズが高まるなか、信用金庫業界における相続全般のサポート体制を強化することで、地域のお客さまの円滑な相続手続きに貢献してまいります。

〔本件に関するお問い合わせ先〕

信金中央金庫 IR広報室 TEL 03(5202)7700